
ミシン目位置

ミシン目位置

1 納付場所

- (1) 札幌市指定金融機関（北洋銀行本支店出張所及び区役所内派出所）
 (2) 札幌市収納代理金融機関
 ① 国内のみずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・北海道銀行・北陸銀行の本支店出張所
 ② 北海道内の北海道信用金庫・室蘭信用金庫・空知信用金庫・苫小牧信用金庫・北門信用金庫・北空知信用金庫・日高信用金庫・渡島信用金庫・旭川信用金庫・稚内信用金庫・留萌信用金庫・北星信用金庫・大地みらい信用金庫・遠軽信用金庫・北海道労働金庫・札幌市農業協同組合の本支店出張所
 ③ 札幌市内の青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・七十七銀行・第四北越銀行・みずほ信託銀行・SBI新生銀行・北央信用組合・札幌中央信用組合・ウリ信用組合・空知商工信用組合・あすか信用組合・北海道信用農業協同組合連合会・サツラク農業協同組合・北海道信用漁業協同組合連合会の本支店出張所
 ④ 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局
 (3) 札幌市子ども未来局

2 不服申立て

この納入通知書（以下、「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文言は一部変更あり

3 延滞金

納期限後に納められる場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、通知金額に下記の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。なお、通知金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、通知金額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。また、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、延滞金額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

延滞金の計算期間	納期限の翌日から1月を経過する日まで	納期限の翌日から1月を経過した日以降
平成27年4月1日以降	「延滞金特例基準割合（注）＋年1％」と「年7.3％」を比較して低いほうの割合	「延滞金特例基準割合（注）＋年7.3％」と「年14.6％」を比較して低いほうの割合

（注）当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1％の割合を加算した割合となります。

4 この納入通知書のお問い合わせ先

〒060-0051
 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
 札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課 ☎011-211-2987

5 納入通知書の保存

この領収書は、5年間保存してください。

（注）令和6年4月1日以降は、みずほ信託銀行では納付できません。

（2023.10）